

(参考) 特別区の議会政治倫理条例の比較

	北区	新宿区	墨田区	豊島区	江東区
条例名	東京都北区議会議員の政治倫理に関する条例 (平成10年12月制定)	新宿区議会議員政治倫理条例 (平成17年6月制定)	墨田区議会議員の政治倫理に関する条例 (令和4年3月制定)	豊島区議会議員の政治倫理に関する条例 (令和6年5月制定)	江東区議会議員政治倫理条例 (令和7年5月制定)
1 目的	(目的) 第1条 この条例は、東京都北区議会議員(以下「議員」という。)が区民の厳肅な信託を受けた立場にあることを認識し、区民全体の奉仕者として政治倫理の確立と向上に努め、常に良心に従い誠実かつ公正にその職務を行うことを促し、もって清潔で民主的な区政の発展に寄与することを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、議会の役割並びに議員及び区民の責務を明確にし、政治倫理を確立するために議員として活動する際に遵守すべき行動基準(以下「政治倫理基準」という。)を定めるとともに、区民が議員の活動について説明を求め、議員に説明を義務付ける審査機関を設けることにより、議会が区民から信頼を得て、清潔で民主的な区政の発展に寄与することを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、墨田区議会基本条例(平成30年墨田区条例第46号)第26条第2項の規定に基づき、区政が区民の厳肅な負託によるものであることに鑑み、その受託者たる豊島区議会(以下「議会」という。)の議員(以下「議員」という。)が区民全体の奉仕者として人格及び倫理向上に努め、いやしくもその権限又は地位に基づく影響力を不正に行使して自己又は特定の者の利益を図ることのないよう必要な措置を講ずることにより、区政に対する区民の信頼に応えるとともに、区民が区政に対する正しい認識及び自覚を持ち、もって公正で開かれた民主的な区政の発展に寄与することを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、区政が区民の厳肅な負託によるものであることに鑑み、その受託者たる豊島区議会(以下「議会」という。)の議員(以下「議員」という。)が区民全体の奉仕者として人格及び倫理向上に努め、いやしくもその権限又は地位に基づく影響力を不正に行使して自己又は特定の者の利益を図ることのないよう議員活動の行動規準及び区民に対する説明責任等を定め、もって公正で開かれた民主的な区政の発展に寄与することを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、江東区議会(以下「議会」という。)及び江東区議会の議員(以下「議員」という。)が区民全体の奉仕者として人格及び倫理向上に努め、いやしくもその権限又は地位に基づく影響力を不正に行使して自己又は特定の者の利益を図ることのないよう政治倫理基準を定める等、必要な措置を講ずることにより、区政に対する区民の信頼に応えるとともに、公正で開かれた民主的な区政の発展に寄与することを目的とする。

	北区	新宿区	墨田区	豊島区	江東区	
2 議会の役割		<p>(議会の役割)</p> <p>第2条 議会は、区民の意見及び要望に耳を傾け、区民生活の実情を把握するとともに、区政の共同運営者として政策を提案し、条例、予算等を議決し、並びに区政全般が適正に行われているかを調査し、点検し、及び監視する。</p> <p>2 議会は、区民生活の向上と区の発展を目指すことを使命とし、区民の様々な問題の解決と区の将来を見据えた活動に努める。</p>	<p>(議会の役割)</p> <p>第2条 議会は、前条の目的を達成するため、議員の政治倫理向上に資する取組を進めるとともに、区民に対する説明責任を果たし、並びに公正性及び透明性を確保しなければならない。</p>	<p>(議会の役割)</p> <p>第2条 議会は、前条の目的を達成するため、議員の政治倫理向上に資する取組を進めるとともに、議員活動の公平性及び透明性を確保しなければならない。</p>	<p>(議会の役割)</p> <p>第2条 議会は、前条の目的を達成するため、議員の政治倫理向上に資する取組を進めるとともに、区民に対する説明責任を果たし、議員活動の公正性及び透明性を確保しなければならない。</p>	
3 議員の責務		<p>(議員等の責務)</p> <p>第2条 議員は、区民全体の代表者として、区政に携わる権能と責務を深く自覚し、地方自治の本旨に従つて、その使命の達成に努めなければならない。</p>	<p>(議員の責務)</p> <p>第3条 議員は、区民全体の代表として区政にかかる権能と責務を深く自覚し、政治倫理基準を遵守して活動する。</p> <p>2 議員は、自ら研鑽を積み、資質を高め、及び品位を保ち、その使命達成に努める。</p>	<p>(議員の責務)</p> <p>第3条 議員は、法令、条例等を遵守し、公正な職務執行を妨げるいかなる不当な要求にも屈してはならない。</p>	<p>(議員の責務)</p> <p>第3条 議員は、区民の代表として区政にかかる権能と責務を深く自覚し、第5条第1項各号に定める政治倫理規準（以下「政治倫理規準」という。）及び法令、条例等を遵守して活動しなければならない。</p> <p>2 議員は自ら研鑽を積み、資質を高めるとともに、区民の信頼に値する倫理性を自覚し、その品位の保持に努めなければならない。</p>	<p>(議員の責務)</p> <p>第3条 議員は、区民全体の奉仕者として区政に携わる権能及び責務を深く自覚し、第5条第1項各号に定める政治倫理基準（以下「政治倫理基準」という。）、法令、条例等を遵守して活動しなければならない。</p> <p>2 議員は、自ら研鑽を積み、資質を高めるとともに、区民の信頼に値する倫理性を保持し、区民全体の奉仕者として名誉及び品位を損なうような一切の行為を慎むよう努めなければならない。</p>

	北区	新宿区	墨田区	豊島区	江東区
3 議員の責務	2 議員は、自己の地位による影響力を不当に行使して、自己の利益を図ってはならない。		(議員の責務) 第3条 2 議員は、自己の地位に基づく影響力を不当に行使して、自己又は特定の者の利益を図ってはならない。		
		3 議員は、自らの公約に掲げた政策の実現に努力するとともに、情報公開の原則に基づき議会及び議員の活動を積極的に区民に明らかにし、その説明責任を果たす。			3 議員は、議会及び議員の活動を積極的に区民に明らかにし、自ら率先して説明責任を果たさなければならない。
		4 議員は、法令及び条例を遵守し、公正な職務執行を妨げるいかなる不当な要求にも屈しない。	1 議員は、法令、条例等を遵守し、公正な職務執行を妨げるいかなる不当な要求にも屈してはならない。 (再掲)	3 議員は、政治倫理規準及び法令、条例等を遵守し、公正な職務執行を妨げるいかなる不当な要求にも屈してはならない。	
4 区民の役割	第2条 3 区民は、自己の利益又は第三者の利益若しくは不利益を図る目的をもつて、議員に対して次条に規定する政治倫理基準に反することとなる働きかけを行つてはならない。	(区民の責務) 第4条 2 区民は、議員に対し、政治倫理基準を逸脱するいかなる行為も求めない。	(区民の役割) 第4条 区民は、議員に対し、次条第1項に規定する政治倫理規準を逸脱するいかなる行為も求めてはならない。	(区民の役割) 第4条 区民は、議員に対し、政治倫理規準を逸脱する行為を求めてはならない。	(区民の役割) 第4条 区民は、議員に対し、その権限又は地位の影響力を不正に行使させるよう働き掛ける等、政治倫理基準に違反するいかなる行為も求めてはならない。
		1 区民は、区民の代表たる議員に信頼を寄せるとともに、議員が誠実に行動し、公約の実現に向けて努力することを期待する。			

	北区	新宿区	墨田区	豊島区	江東区
4 区民の役割		3 区民は、主権者としての自覚と誇りを持って議会を監視し、積極的に議員及び議会を通して区政運営に参画する。			
		4 区民は、区民の代表たる議員の活動及び政治姿勢に注目し、議員が説明責任を果たすことを求める。	2 区民は、区民の代表たる議員の活動及び政治姿勢に注目し、議員に対し、説明を求めることができる。		2 区民は、区民全体の奉仕者たる議員の活動及び政治姿勢に注目するとともに、議員に対し、当該議員の活動及び政治姿勢について説明を求めることができる。
5 政治倫理規準	第3条 議員は、次の各号に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。 (1) 区民全体の代表者として、その品位と名誉を損なう一切の行為を慎むとともに、東京都北区（以下「区」という。）の職員の採用に介入するなど、その職務に関し不当の疑惑をもたれるおそれのある行為をしないこと。		(政治倫理規準) 第5条 議員は、次に掲げる政治倫理規準を遵守しなければならない。 (1) 区政運営若しくは議会運営に著しく影響を与え、又は区民の信用若しくは信頼を著しく失墜させる行為を行わないこと。 ① 不正疑惑行為の自粛	(政治倫理規準) 第5条 議員は、次に定める政治倫理規準を遵守しなければならない。 (1) 区政運営又は議会運営に著しく影響を与え、区民の信用又は信頼を著しく失墜させる行為を行わないこと。	(政治倫理基準) 第5条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。 (1) 区政運営若しくは議会運営に著しく影響を与えるものであって、区民の信用若しくは信頼を失墜させる行為又は不正の疑惑を持たれるおそれのある行為を行わないこと。
	(2) 区民全体の奉仕者として人格と倫理の向上に努め、その地位を利用し、職務の公正を疑わせるような金品の授受等をしないこと。		(2) 区民全体の奉仕者として常に人格及び倫理の向上に努め、その権限又は地位を利用していかなる金品も授受しないこと。 ② 地位利用の金品授受の禁止	(2) その権限又は地位を利用して、職務の公正を疑わせるような金品の授受等をしないこと。	(4) その権限又は地位の影響力をを利用して、職務の公正を疑われるような、いかなる金品の授受等をしないこと。

	北区	新宿区	墨田区	豊島区	江東区
5 政治倫理規準	(3) 区が行う売買、委託及び請負の契約に関し、特定の個人及び企業その他の団体のために有利又は不利な取計らいをしないこと。				(2) 区が行う委託、請負その他 の契約又は指定管理者の指定に 関し、その権限又は地位の影響 力を不正に行使し、特定の個 人、企業その他の団体のために 有利又は不利な取り計らいを しないこと。
				③ 職員の職務執行への不当介入の禁止(区が行う売買)	
	(不正な影響力の行使の禁止) 第5条 議員は、区の職員並びに区が資本金、基本金その他これに準ずるものを出資し、又は拠出している団体及び指定管理者の役職員に対し、その権限又は地位を利用することにより、公正な職務執行を妨げ、又は職権を不正に行使するよう働き掛けをしないこと。	(3) 区の職員並びに区が資本 金、基本金その他これに準ずる ものを出資し、又は拠出してい る団体及び指定管理者の役職員 に対し、その権限又は地位を利 用することにより、公正な職務 執行を妨げ、又は職権を不正に 行使するよう働き掛けをしない こと。	(4) 区の職員並びに区が資本金、 基本金その他これに準ずるも のを出資し、又は拠出している 団体及び指定管理者の役職員に 対し、その権限又は地位を利 用することにより、公正な職務 執行を妨げ、又は職権を不正に 行使するよう働き掛けをしない こと。	(3) 区の職員並びに区が資本 金、基本金その他これに準ずる ものを出資し、又は拠出してい る団体及び指定管理者の役職員 に対し、その権限又は地位の影 韻力を利用することにより、公 正な職務の執行を妨げ、又は職 権を不正に行使する働き掛けを しないこと。	
				③‘ 職員の職務執行への不当介入の禁止(区が出資する団体等)	
	(4) 次条に規定する兼業・兼職 報告書に記載した企業その他の 団体に関し、地方自治法（昭和 22年法律第67号）第92条の2 及び第117条の規定の趣旨を尊 重し、区民に対し疑惑の念を生 じさせることがないように努め ること。				
			④ 兼職先との利益相反を避け、疑惑を招かないこと		

	北区	新宿区	墨田区	豊島区	江東区
5 政治倫理規準	(5) 政治活動に関し、企業その他の団体から、政治的道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けないこと。特に、区と現に売買、委託及び請負の契約関係にある企業からの寄附等は自肅すること。政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項第2号に規定する団体（以下「後援団体」という。）についても同様とする。		(6) 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)等の法令に違反する寄附等のほか、政治活動に関し、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある寄附等を受けないこと。	(3) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）等の法令に違反する寄附等のほか、政治活動に関し、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある寄附等を受けないこと。	
			⑤ 道義的批判を受けるおそれのある企業献金の自肅		
	(人権侵害のおそれのある行為の禁止) 第8条 議員は、その地位を利用して、嫌がらせをし、強制し、強要し、若しくは圧力をかける行為をしないこと、又は人権侵害のおそれのある全てのハラスメント行為をしないこと。 2 議員は、セクシュアル・ハラスメント(他の者が不快に感じる性的な言動をいう。)に当たる行為その他人権侵害のおそれのある行為をしてはならない。		(4) その権限又は地位を利用して嫌がらせをし、強制し、強要し、若しくは圧力をかける行為をしないこと、又は人権侵害のおそれのある全てのハラスメント行為をしないこと。	(6) その権限又は地位を利用して、何人に対しても、嫌がらせをし、強制若しくは強要し、又は圧力をかける等、人権侵害のおそれのある全てのハラスメント行為をしないこと。	(5) その権限又は地位の影響力をを利用して、何人に対しても、嫌がらせをし、強制若しくは強要し、又は圧力をかける等、人権侵害のおそれのある全てのハラスメント行為をしないこと。
			⑥ 人権侵害(ハラスメント等)のおそれのある行為の禁止		

	北区	新宿区	墨田区	豊島区	江東区
5 政治倫理規		⑦ 名誉棄損行為の禁止	(5) 政治活動における虚偽の事実の摘示、誹謗中傷の発言若しくは議会報告会、チラシ、ウェブサイト等を利用した情報発信により、他人の名誉を毀損し、若しくは人格を損なう一切の行為をしないこと、又は第三者をして同様の行為をさせないこと。		(6) 報告会、チラシ、SNS等を利用した情報発信により、誹謗中傷の発言をする等、他人の名誉を毀損し、若しくは人格を損なう一切の行為をしないこと又は第三者をして同様の行為をさせないこと。
		⑧ 国民健康保険料の完納等	(7) 墨田区特別区税条例(昭和39年墨田区条例第43号)の規定に基づく区税及び墨田区国民健康保険条例(昭和34年墨田区条例第14号)の規定に基づく国民健康保険料の完納又は健全な計画に基づく分納等を誠実に行うこと。		
		⑨ 反社会的な団体等との関わりの禁止		(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、その他不法行為を繰り返す反社会的な団体及び個人と一切の関係を持たないこと。	
			2 議員は、前項の規定又は法令、条例等に違反する行為(重大なものに限る。)を行った場合は、速やかに議長に報告しなければならない。 3 議長は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに議会としての対応を協議するものとする。		

	北区	新宿区	墨田区	豊島区	江東区
5 政治倫理規準	2 議員は、政治倫理基準に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら誠実な態度をもつて疑惑の解明にあたるとともに、その責任を明確にするよう努めなければならない。		4 議員は、第1項に規定する政治倫理規準に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら誠実な態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明確にするよう努めなければならない。	2 議員は、政治倫理規準に反する事実があるとの指摘を受けたときは、自ら誠実な態度をもつて、真相を明らかにするとともに、説明責任を果たさなければならない。	2 議員は、政治倫理基準に違反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら誠実な態度をもつて、真相を明らかにするとともに、区民及び議会に対して説明責任を果たさなければならない。

	北区	新宿区	墨田区	豊島区	江東区
6 兼業の報告義務等	<p>(兼業・兼職報告書等の提出)</p> <p>第4条 議員は、毎年4月1日において企業その他の団体の役員、顧問その他の職に就いている場合には、当該団体の名称及び住所並びに当該職名を記載した兼業・兼職報告書を同月2日から同月30日までの間(当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となつたものにあつては、同月2日から再び議員となつた日から起算して30日を経過する日までの間)に、議長に提出しなければならない。なお、兼業・兼職報告書の内容に変更が生じた場合は、兼業・兼職変更届を速やかに議長に提出しなければならない。</p>	<p>(兼業の報告義務)</p> <p>第7条 議員は、議員となった時に、自ら事業を営んでいる場合又は次の各号のいずれかに該当する法人その他の団体(出資団体等を除く。以下「法人等」という。)の取締役、理事、監査役、監事、顧問若しくはこれらに準ずる職に就いている場合は、議員となった日から1か月以内に、議長に、兼業報告書(以下「報告書」という。)を提出しなければならない。</p> <p>(1) 主として収益事業を営む法人等</p> <p>(2) 区の許認可が必要な事業を営む法人等</p> <p>(3) 区から補助金等を受け、又は受けようとする法人等</p> <p>2 前項の規定は、議員が新たに自ら事業を営むこととなった場合又は新たに法人等の取締役、理事、監査役、監事、顧問若しくはこれらに準ずる職に就くこととなった場合について準用する。この場合において、同項中「議員となった日」とあるのは、「当該事業を営むこととなった日又は当該職に就くこととなった日」と読み替えるものとする。</p>	<p>(兼業の報告義務)</p> <p>第6条 議員は、自ら又は配偶者(内縁関係にある者を含む。次条において同じ。)が、主として収益事業を営む法人等、区の許認可が必要な事業を営む法人等又は区から補助金等を受け、若しくは受けようとする法人等の役員、顧問若しくはこれらに準ずる職(以下「役員等」という。)に就いた場合(既に就いている場合を含む。)には、議長に対し、速やかに兼業報告書を提出しなければならない。当該報告書の内容に変更があったときも同様とする。</p>	<p>(兼業の報告義務)</p> <p>第6条 議員は、自らが主として収益事業を営む場合(既に営んでいる場合を含む。)又は自らが主として収益事業を営む法人等の役員、顧問若しくはこれらに準ずる職(以下「役員等」という。)に就いている場合(既に就いている場合を含む。)には、議長に対し、速やかに兼業報告書を提出しなければならない。当該報告書の内容に変更があったときも同様とする。</p> <p>(1) 区に対し請負をする主として収益事業を営むもの</p> <p>(2) 区の許認可が必要な事業を営むもの</p> <p>(3) 区から補助金等を受け、又は受けようとするもの</p> <p>(4) 区の指定管理者の指定を受けるもの</p> <p>2 前項の規定は、議員が新たに自ら事業を営むこととなったとき、又は新たに法人等の役員等に就くこととなった場合について準用する。</p>	<p>(兼業の報告義務)</p> <p>第6条 議員は、自ら事業を営んでいる者又は当該議員が役員、顧問その他これらに準ずる職(以下「役員等」という。)に就いている法人等で、次の各号のいずれかに該当する場合は、別に定める兼業報告書を速やかに議長に提出しなければならない。当該報告書の内容に変更があったときも同様とする。</p> <p>(1) 区に対し請負をする主として収益事業を営むもの</p> <p>(2) 区の許認可が必要な事業を営むもの</p> <p>(3) 区から補助金等を受け、又は受けようとするもの</p> <p>(4) 区の指定管理者の指定を受けるもの</p> <p>2 前項の規定は、議員が新たに自ら事業を営むこととなったとき、又は新たに法人等の役員等に就くこととなった場合について準用する。</p>

	北区	新宿区	墨田区	豊島区	江東区
6 兼業の報告義務等		3 議員は、前2項の規定により提出した報告書の内容に変更があったとき又は自ら事業を営むことをやめたとき若しくは法人等の取締役、理事、監査役、監事、顧問若しくはこれらに準ずる職を離職したときは、遅滞なくその旨を記載した届出書を議長に提出しなければならない。			
				(請負の報告義務) 第8条 議員は、自らが事業を営んでいる場合の当該事業、又は当該議員が役員等に就いている法人等の事業のうち、前会計年度(当該議員が議員である期間に限る。)における区に対する請負がある場合は、議長に対し、速やかに請負状況等報告書を提出しなければならない。 2 議員は、議長に提出した請負状況等報告書の内容を訂正する必要があるときは、速やかに請負状況等訂正届を議長に提出しなければならない。	(請負の報告義務) 第7条 議員は、自らが事業を営んでいる場合の当該事業、又は当該議員が役員等に就いている法人等の事業のうち、前会計年度(当該議員が議員である期間に限る。)における区に対する請負がある場合は、別に定める請負状況等報告書を速やかに議長に提出しなければならない。 2 議員は、議長に提出した請負状況等報告書の内容を訂正する必要があるときは、別に定める請負状況等訂正届を速やかに議長に提出しなければならない。
	2 議員は、政治資金規正法第12条第1項の規定により東京都選挙管理委員会に提出した収支報告書の写しを、提出後速やかに議長に提出しなければならない。後援団体についても、同様とする。				

	北区	新宿区	墨田区	豊島区	江東区
6 兼業の報告義務等	3 区民は、議長に対し、前2項の規定により提出されたそれぞれの報告書について閲覧を請求することができる。	4 議長は、第1項及び第2項の規定により提出された報告書(前項の規定により届出書が提出された場合は、当該届出書を含む。)を、当該報告書を提出した議員の在任期間中、区民の閲覧に供しなければならない。	2 議長は、前項の規定により提出された兼業報告書を、当該報告書を提出した議員の在任期間中、区民の閲覧に供しなければならない。	(閲覧) 第9条 議長は、第6条又は第8条の規定により提出された兼業報告書及び請負状況等報告書並びに請負状況等訂正届を、当該報告書を提出した議員の在任期間中、区民の閲覧に供しなければならない。	(報告書等の閲覧) 第8条 議長は、前2条の規定により提出された兼業報告書、請負状況等報告書及び請負状況等訂正届を、当該報告書等を提出した議員の在任期間中、区民からの請求に応じて閲覧に供しなければならない。
	4 議長は、兼業・兼職報告書については、提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで、収支報告書の写しについては、東京都選挙管理委員会により要旨を公表された日から5年を経過する日まで保存しなければならない。				
		5 報告書及び第3項の届出書の様式は、議長が別に定める。	3 第1項の兼業報告書の様式は、議長が別に定める。		
				(請負及び指定管理に係る義務) 第7条 議員は、区に対して請負(業として行う工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入その他の取引を行う。以下同じ。)をする場合又は区から指定管理者の指定を受ける場合は、法令、条例等を遵守し、かつ区民に疑惑を生じさせないよう努めなければならない。	

	北区	新宿区	墨田区	豊島区	江東区
7 住民・議員の調査請求	<p>(区民の審査請求権)</p> <p>第6条 区民は、議員が政治倫理基準に違反する行為をした疑いがあると認められるときは、これを証する資料を添付して、地方自治法第74条第5項に規定する選挙権を有する500人以上の者の連署をもつて、議長に審査を請求することができる。</p> <p>(議員の審査請求権)</p> <p>第7条 議員（審査会の委員である議員を除く。）は、議員が政治倫理基準に違反する行為をした疑いがあると認められるときは、これを証する資料を添えて、議員定数の8分の1以上の議員又は100人以上の区の区域内に住所を有する者で満18歳以上のものの連署をもつて、議長に審査を請求することができる。</p> <p>2 何人も、議員から第8条(人権侵害のおそれのある行為の禁止)の規定に違反する行為を受けたときは、その事実関係を記載した書面を添えて、議長に審査を請求することができる。</p>	<p>(区民の審査請求権)</p> <p>第13条 区民は、議員が第5条(不正な影響力の行使の禁止)若しくは第6条(依頼等をしたときの記録義務)第1項の規定若しくは第7条(兼業の報告義務)第1項から第3項までの規定に違反し、又は法令若しくはこの条例以外の条例に違反する行為(以下「遵守義務違反行為」という。)をした疑いがあると認めるときは、これを証する資料を添えて、議員定数の8分の1以上の議員又は100人以上の区の区域内に住所を有する者で満18歳以上のものの連署をもつて、議長に審査を請求することができる。</p> <p>2 何人も、議員から第8条(人権侵害のおそれのある行為の禁止)の規定に違反する行為を受けたときは、その事実関係を記載した書面を添えて、議長に審査を請求することができる。</p>	<p>(調査の請求)</p> <p>第9条 議員が第5条から前条までの規定に違反し、又は法令若しくはこの条例以外の条例に違反する行為(以下「遵守義務違反行為」という。)をした疑いがあると認めるときは、区民にあっては議員の選挙権を有する者の1,000人以上の連署をもつて、議員にあっては議員定数の8分の1以上(異なる2以上の、会派(2人以上の議員で構成する政策集団をいう。)又は会派に属さない議員で構成されている場合に限る。)の議員又は100人以上の区の区域内に住所を有する者で満18歳以上の者の連署をもつて、それぞれの代表者(以下「請求代表者」という。)から、議長に対し、調査の請求(以下「調査請求」という。)をすることができる。この場合において、請求代表者は、遵守義務違反行為に係る資料を添付した調査請求書を、議長に提出しなければならない。</p>	<p>(調査請求)</p> <p>第10条 議員に第5条、第6条及び第8条の規定に違反する行為又は法令若しくはこの条例以外の条例に違反する行為(以下「遵守義務違反行為」という。)をした疑いがあるときは、議員定数の8分の1以上(異なる2以上の、会派(2人以上の議員で構成する政策集団をいう。)又は会派に属さない議員で構成されている場合に限る。)の議員又は100人以上の区の区域内に住所を有する者で満18歳以上の者の連署をもつて、それぞれの代表者(以下「請求代表者」という。)から議長に調査請求をすることができる。</p> <p>2 前項の調査請求は、遵守義務違反行為に係る事実を証する書面を添えて、調査請求書を議長に提出して行うものとする。</p>	<p>(調査請求)</p> <p>第9条 議員に政治倫理基準に違反する行為をした疑いがあると認めるときは、区民にあっては議員の選挙権を有する者の1,000人以上の連署をもって、議員にあっては議員定数の8分の1以上(異なる2以上の、会派(2人以上の議員で構成する政策集団をいう。)又は会派に属さない議員で構成されている場合に限る。)の議員又は100人以上の区の区域内に住所を有する者で満18歳以上の者の連署をもつて、それぞれの代表者(以下「請求代表者」という。)から議長に調査請求をすることができる。この場合において、請求代表者は、別に定める調査請求書に当該行為に係る資料を添えて、議長に提出しなければならない。</p>
					<p>2 前項の調査請求の内容が議長に関するものであるときは、同項の規定にかかわらず、副議長に調査請求をするものとする。</p> <p>この場合において、次項及び第4項、次条並びに第13条中「議長」とあるのは、「副議長」と読み替えるものとする。</p>

	北区	新宿区	墨田区	豊島区	江東区
7 住民・議員の調査請求			<p>2 議長は、前項に規定する調査請求書を受理したときは、その記載内容及び添付書類について確認し、不備があると認めるとときは、相当の期間を定めて請求代表者にその補正を命ずることができる。</p> <p>3 議長は、調査請求が議長が別に定める要件を満たしていないとき、又は請求代表者が前項の規定による補正命令に従わないときは、当該請求を却下するものとする。調査請求が不適法であって補正することができないことが明らかなときは、同様とする。</p>	<p>3 議長は、前項の調査請求書を受理したときは、その記載内容及び添付書類を確認し、形式的な不備があると認めるときは、相当の期間を定めて請求代表者に対し、その補正を命ずることができる。</p> <p>4 議長は、調査請求が議長が別に定める要件に該当するとき、又は請求代表者が前項の補正命令に従わないときは、当該請求を却下するものとする。遵守義務違反に係る調査になじまない事項であって実質的に補正することができないことが明らかであるものについても同様とする。</p>	<p>3 議長は、第1項の調査請求書を受理したときは、その記載内容及び添付資料を確認し、不備があると認めるときは、相当の期間を定めて請求代表者に対し、その補正を命ずることができる。</p> <p>4 議長は、調査請求の内容が別に定める要件に該当するとき、又は請求代表者が前項の規定による補正命令に従わないときは、当該請求を却下するものとする。調査請求が不適法であって補正することができないことが明らかなときはも同様とする。</p>
		<p>4 第1項及び第2項の規定による審査の請求は、当該請求に係る行為のあった日から起算して1年以内に行わなければならぬ。ただし、特別な事情があると認められるときは、この限りでない。</p>	<p>4 調査請求は、当該請求に係る行為のあったことを知った日の翌日から起算して3か月を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があると認められるときは、この限りでない。</p> <p>5 調査請求は、当該請求に係る行為のあった日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があると認められるときは、この限りではない。</p>	<p>5 調査請求は、当該請求に係る行為のあったことを知った日の翌日から起算して3か月を経過したときは、することができない。当該請求に係る行為のあった日の翌日から起算して1年を経過したときも、同様とする。ただし、正当な理由があると認められるときは、この限りではない。</p>	<p>5 調査請求は、当該請求に係る行為のあった日の翌日から起算して1年を経過したときは、請求することができない。ただし、正当な理由があると認められるときは、この限りでない。</p>

	北区	新宿区	墨田区	豊島区	江東区
8 政治倫理審査会	(区民の審査請求権) 第6条 2 議長は、前項の規定による審査の請求がなされたときは、審査会にその審査を求めなければならない。 (議員の審査請求権) 第7条 2 議長は、前項の規定による審査の請求がなされたときは、審査会にその審査を求めなければならない。 (政治倫理審査会の設置) 第5条政治倫理に関する事項を審査するため、東京都北区議会政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を置く。	(区民の審査請求権) 第13条 3 議長は、前2項の規定により審査の請求がなされたときは、別に定めるところにより却下する場合を除き、審査会にその審査を求めなければならない。 (政治倫理審査会の設置) 第9条 議会に、新宿区議会議員政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を置く。	(議員政治倫理調査特別委員会の設置等) 第10条 議長が前条第2項の規定による確認の結果、調査請求が適正であると認めたときは、議会の議決により議員政治倫理調査特別委員会(以下「委員会」という。)を設置し、当該調査請求に係る事案(以下「審査事案」という。)の審査を委員会に付託する。	(政治倫理調査特別委員会の設置等) 第11条 議長が前条第3項の規定による確認の結果、調査請求が適正であると認めたときは、豊島区議会委員会条例（昭和39年豊島区条例第32号。以下「委員会条例」という。）第4条に基づき政治倫理調査特別委員会（以下「委員会」という。）を設置し、当該調査請求に係る事案（以下「審査事案」という。）の審査を委員会に付託するものとする。	(政治倫理審査特別委員会の設置等) 第10条 議長は、前条第3項の規定による確認の結果、調査請求が適正であると認めたときは、江東区議会委員会条例(昭和31年9月江東区条例第7号。以下「委員会条例」という。)第4条に基づき政治倫理審査特別委員会(以下「委員会」という。)を設置し、当該調査請求に係る事案(以下「審査事案」という。)の審査を委員会に付託するものとする。
	2 審査会の委員は13人とし、うち8人を議員のうちから、5人を地方自治法第18条に定める選挙権を有する区民及び地方行政に関して識見を有する者のうちから、議長が委嘱する。	(審査会の組織等) 第11条 審査会は、次に掲げる者につき、議長が委嘱する委員8人をもって組織する。 (1) 学識経験者 2人 (2) 区民 3人 (3) 議員 3人	2 委員会の委員の定数は、8人とする。		2 委員会の委員の定数は、委員会条例第4条第2項の規定にかかわらず、11人とする。

	北区	新宿区	墨田区	豊島区	江東区
8 政治倫理審査会	3 審査会の委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。	(委員の任期) 第12条 委員の任期は、2年とし、2期を超えて再任されることができない。ただし、前条第1項第1号に掲げる者である委員は、この限りでない。 2 委員に欠員が生じた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。			
	4 審査会の会議は公開とする。ただし、やむを得ず非公開とするときは、出席委員の3分の2以上の同意を必要とする。				
	5 審査会の委員は、公平かつ適切にその職務を遂行するものとし、その職務を政治的目的のために利用してはならない。				
	6 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。				

	北区	新宿区	墨田区	豊島区	江東区
8 政治倫理審査会	(政治倫理基準違反等の審査) 第8条 審査会は、議長より第6条第2項又は前条第2項の規定により審査を求められたときは、当該審査請求の適否及び当該事案の存否の審査を行い、文書で議長に審査結果を報告しなければならない。この場合において、審査会は政治倫理確立のため必要と認める措置を勧告することができる。	(審査会の所掌事務) 第10条 審査会は、第13条第1項及び第2項の規定による審査の請求があった事案について、議長の求めに応じ審査する。 2 前項に定めるもののほか、審査会は、政治倫理の確立のため必要な事項について調査し、その結果を議会に勧告し、又は建議することができる。 (政治倫理の審査、勧告及び公表) 第14条 審査会は、議長から審査を求められたときは、当該審査の請求の適否及び当該事案の存否について審査を行い、文書で議長に審査結果を報告しなければならない。この場合において、審査会は政治倫理の確立のため必要と認める措置を議会に勧告することができる。	(遵守義務違反の審査等) 第11条 委員会は、審査事案の審査を付託されたときは、遵守義務違反行為の存否及び必要な措置について審査する。	(委員会の審査) 第12条 委員会は、審査事案の審査を付託されたときは、遵守義務違反行為の存否及び次条に定める措置について審査及び報告する。	(委員会の審査) 第11条 委員会は、審査事案の審査(以下単に「審査」という。)を付託されたときは、政治倫理基準に違反する行為の存否及び次条に定める措置について審査及び報告する。
	2 審査会は、議長より審査を求められたときから90日以内に審査結果を報告するよう努めなければならない。	(政治倫理の審査、勧告及び公表) 第14条 2 審査会は、前項の規定による報告を、審査を求められた日から60日以内に行うよう努めなければならない。	2 委員会は、審査事案の審査を付託されたときは、付託の日から60日以内に審査結果を報告するよう努めなければならない。	5 委員会は、付託の日から90日以内に、議長に対し審査結果を報告するよう努めるものとする。	5 委員会は、審査を委員会に付託した日から60日以内に、議長に対し審査結果を報告するよう努めるものとする。

	北区	新宿区	墨田区	豊島区	江東区
8 政治倫理審査会	3 審査会は、第1項の審査を行うため、審査の申立てをされた議員（以下「当該議員」という。）又は関係人に対し、事情聴取等必要な調査をすることができる。	(政治倫理の審査、勧告及び公表) 第14条 3 審査会は、第1項の審査を行うため、前条第1項又は第2項の規定により審査の請求を行った者(以下「請求人」という。)、審査の請求の対象とされた議員(以下「被請求議員」という。)又は関係人に対し、事情聴取等必要な調査をすることができる。		2 委員会は、前項の審査を行うため、調査請求の対象となる議員（以下「対象議員」という。）又は関係人に対し、事情聴取等必要な調査をすることができる。	2 委員会は、前項の規定による審査を行うため、調査請求の対象となった議員(以下「対象議員」という。)又は関係人に対し、事情聴取等の必要な調査をすることができる。
	4 議長は、審査会から審査結果の報告を受けたときは、請求者及び当該議員に文書で通知するとともに、その概要を公表しなければならない。				

	北区	新宿区	墨田区	豊島区	江東区
8 政治倫理審査会	<p>(弁明)</p> <p>第10条 当該議員は、審査会において口頭又は文書により弁明することを請求することができる。</p> <p>2 当該議員は、審査結果について議長に対し弁明書を提出することができる。</p> <p>3 前項の規定により弁明書が提出された場合は、議長は第8条第4項の審査結果の公表にあたり、弁明書の全部又は概要を併せて公表するものとする。</p>	<p>(被請求議員の弁明等)</p> <p>第16条 被請求議員は、審査会において弁明をしようとするときは、弁明を記載した書面(以下「弁明書」という。)を審査会に提出しなければならない。</p> <p>2 被請求議員は、前項の規定による弁明書の提出に加え、さらに審査会において口頭により弁明をしようとするときは、その旨を申し出、あらかじめ審査会の承認を受けなければならぬ。</p> <p>3 被請求議員は、議長に対し、審査結果について弁明書を提出することができる。</p> <p>4 議長は、前項の規定による弁明書の提出を受けたときは、第14条第4項の規定による公表と併せて当該弁明書又はその概要を公表するものとする。ただし、同項ただし書の規定により審査結果の概要を公表しないときは、この限りでない。</p>	<p>3 委員会は、調査請求の対象となる議員(以下「被請求議員」という。)に弁明の機会を与えなければならない。</p>	<p>6 委員会は、審査に際し、対象議員の求めに応じ、弁明の機会を与えるなければならない。</p>	<p>4 委員会は、審査に際し、対象議員の求めがあったときは、文書又は口頭による弁明の機会を与えるなければならない。</p>

	北区	新宿区	墨田区	豊島区	江東区
8 政治倫理審査会		(審査会の組織等) 第11条 2 審査会の委員は、原則として男女いずれか一方の性が委員総数の4割未満にならないように委嘱するものとする。 3 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。			
			5 委員会は、遵守義務違反がないと決したときは、被請求議員の名誉を回復する措置を、併せて決定しなければならない。		
	(議員の協力義務) 第9条 当該議員は、審査会から審査に必要な資料の提出又は会議への出席の請求がある場合は、それに従わなければならぬ。	(請求人及び被請求議員の協力義務) 第15条 請求人及び被請求議員は、審査会から、審査に必要な資料の提出、審査会への出席、当該審査に係る他方の当事者及び関係人等のプライバシーの保護への配慮その他の協力を求められたときは、これに従わなければならない。	(請求代表者及び被請求議員の協力義務) 第12条 請求代表者及び被請求議員は、委員会から、審査に必要な資料の提出、委員会への出席、当該審査に係る他方の当事者及び関係人等のプライバシーの保護への配慮その他の協力を求められたときは、これに従わなければならない。 2 委員会の委員長は、請求代表者及び被請求議員が前項の規定による求めを正当な理由なく拒否したとき、又は虚偽の資料の提出若しくは陳述をしたときは、その旨を公表するものとする。	3 対象議員は、委員会から審査に必要な資料の提出又は委員会への出席要求がある場合、それに従わなければならない。	3 対象議員は、委員会から審査に必要な資料の提出又は委員会への出席要求がある場合、それに従わなければならない。

	北区	新宿区	墨田区	豊島区	江東区
8 政治倫理審査会		<p>(請求人及び被請求議員の協力義務)</p> <p>第15条 請求人及び被請求議員は、審査会から、審査に必要な資料の提出、審査会への出席、当該審査に係る他方の当事者及び関係人等のプライバシーの保護への配慮その他の協力を求められたときは、これに従わなければならぬ。(再掲)</p>	<p>(請求代表者及び被請求議員の協力義務)</p> <p>第12条 請求代表者及び被請求議員は、委員会から、審査に必要な資料の提出、委員会への出席、当該審査に係る他方の当事者及び関係人等のプライバシーの保護への配慮その他の協力を求められたときは、これに従わなければならない。</p> <p>2 委員会の委員長は、請求代表者及び被請求議員が前項の規定による求めを正当な理由なく拒否したとき、又は虚偽の資料の提出若しくは陳述をしたときは、その旨を公表するものとする。(再掲)</p>		
				<p>4 委員会の審査に当たっては、委員会条例第26条の2に規定する参考人として、政治倫理に識見を有する者に出席を求めることができる。</p>	<p>6 委員会は、審査に当たっては、委員会条例第27条の2に規定する参考人として、政治倫理に識見を有する者に出席を求めることができる。</p>

	北区	新宿区	墨田区	豊島区	江東区
9 議会の措置	<p>(政治倫理基準違反等の審査)</p> <p>第8条 審査会は、議長より第6条第2項又は前条第2項の規定により審査を求められたときは、当該審査請求の適否及び当該事案の存否の審査を行い、文書で議長に審査結果を報告しなければならない。この場合において、審査会は政治倫理確立のため必要と認める措置を勧告することができる。</p> <p>(審査結果の尊重)</p> <p>第11条 東京都北区議会は、審査会から報告及び勧告を受けた事項を尊重し、政治倫理基準に違反したと認められるときは、議会の名譽と品位を守り、区民の信頼を回復するために必要と認められる措置を講ずるものとする。</p>	<p>(議会の措置)</p> <p>第17条 議会は、第14条第1項の規定による報告又は勧告を尊重するとともに、当該被請求議員が政治倫理基準に違反したと認められるときは、区民の信頼を回復するために必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>(遵守義務違反の審査等)</p> <p>第11条</p> <p>4 委員会が遵守義務違反があると決した場合の被請求議員に対する措置は、次のとおりとする。ただし、2以上の措置を併せて講ずるよう決することを妨げない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 議場における議長の注意 (2) 議場における謝罪文の朗読 (3) 一定期間の出席停止勧告 (4) 議会の特別委員の辞任勧告 (5) 議長等の役職辞任勧告 (6) 議員の就任する附属機関委員の辞任勧告 (7) 議員辞職勧告 	<p>(遵守義務違反行為に対する措置)</p> <p>第13条 対象議員に遵守義務違反行為があると認めた場合の措置は、次のとおりとする。ただし、2以上の措置を併せて講ずることを妨げない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 議場における議長注意 (2) 議場における対象者の謝罪文朗読 (3) 一定期間の出席停止勧告 (4) 当該議員が就任している役職の辞任勧告 (5) 議員辞職勧告 	<p>(議会の措置)</p> <p>第12条 議会は、前条第5項に規定する委員会からの報告を受けた事項を尊重し、当該対象議員が政治倫理基準に違反したと認められるときは、議会の名譽及び品位を守り、区民の信頼を回復するために必要と認める措置を講ずるものとする。</p>
					<p>2 議会は、委員会から対象議員が政治倫理基準に違反していないと報告を受けたときは、当該対象議員の名譽を回復する措置を決定するものとする。</p>

	北区	新宿区	墨田区	豊島区	江東区
9 議会の措置		(政治倫理の審査、勧告及び公表) 第14条 4 議長は、審査会から審査結果の報告を受けたときは、請求人及び被請求議員に対し、その旨を文書で通知するとともに、その概要を公表しなければならない。ただし、別に定める場合に該当するときは、これを公表しないことができる。	(議長による審査結果の通知及び公表) 第13条 議長は、審査事案の審査結果について、議決をした日から7日以内に、当該審査事案の請求をした請求代表者に議決結果を送付するとともに、その概要を速やかに公表するものとする。	(結果の公表) 第14条 議長は、審査事案の審査結果について、議決後、速やかに請求代表者に議決結果を送付するとともに、その概要を公表しなければならない。	(結果の通知及び公表) 第13条 議長は、審査結果について、議決後、速やかに請求代表者に議決結果を送付するとともに、その概要を公表しなければならない。
委任	(委任) 第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。	(委任) 第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。	(委任) 第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。	(委任) 第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。	(委任) 第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。
10 請負等の制限			(請負契約等の辞退) 第7条 議員が役員をし、若しくは経営方針若しくは主要な取引に関与をするなど実質的に経営に携わっている企業又は議員の配偶者が役員をしている企業は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第92条の2の規定の趣旨を尊重し、区を相手方とする工事若しくは製造の請負、業務の受託又は物品の売買に係る契約締結を辞退し、もって区民に疑惑の念を生じさせないよう努めるものとする。ただし、災害等で緊急を要するときは、この限りでない。		

	北区	新宿区	墨田区	豊島区	江東区
11 指定管理者の指定辞退			(指定管理者の指定の辞退) 第8条 議員は、前条に規定する企業に関係する場合、当該企業が地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者となるよう努めるものとする。ただし、他に適當な指定管理者がない等やむを得ない事情のあるときは、この限りでない。		
12 依頼等の記録義務		(依頼等をしたときの記録義務) 第6条 議員は、区の職員又は出資団体等若しくは指定管理者の役職員に対し、その職務に関し、口頭又は文書により意見を伝え、要望し、又は依頼をしたとき(以下「依頼等をしたとき」という。)は、口頭による場合はその内容を記録した文書(以下「記録文書」という。)を、文書による場合はその文書の写しを、依頼等をした日から10日以内に議長に提出しなければならない。ただし、公開の場等で依頼等をしたとき又は軽易な事項について依頼等をしたときは、この限りでない。 2 議長は、前項の規定により提出された記録文書及び文書の写しを、当該記録文書又は当該文書の写しを提出した議員の在任期間中、区民の閲覧に供しなければならない。			